

令和6年第2回臨時会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和6年5月28日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名  |
| 第 2 |        | 会期の決定   |
| 第 3 |        | 諸般の報告   |
| 第 4 | 報告第 3号 | 専決処分について（損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について）                    |
| 第 5 | 承認第 2号 | 専決処分について（新冠町税条例の一部を改正する条例について）                      |
| 第 6 | 承認第 3号 | 専決処分について（新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について） |
| 第 7 | 承認第 4号 | 専決処分について（新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）                |
| 第 8 | 承認第 5号 | 専決処分について（令和5年度新冠町一般会計補正予算 3/29）                     |
| 第 9 | 承認第 6号 | 専決処分について（令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 3/29）           |
| 第10 | 承認第 7号 | 専決処分について（令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 4/1）                  |
| 第11 | 承認第 8号 | 専決処分について（令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算 4/1）                   |
| 第12 | 議案第30号 | 令和6年度新冠町一般会計補正予算                                    |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（10名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 竹 中 進 一 君   | 2番 酒 井 益 幸 君   |
| 3番 中 山 千 鶴 子 君 | 4番 村 田 貞 光 君   |
| 5番 但 野 裕 之 君   | 6番 秋 山 三 津 男 君 |
| 7番 武 藤 勝 罔 君   | 9番 長 浜 謙 太 郎 君 |
| 10番 武 田 修 一 君  | 11番 氏 家 良 美 君  |

◎欠席議員（1名）

8番 中川 信幸 君

◎出席説明員

町 長  
副 町 長  
教 育 長  
総 務 課 長  
企 画 課 長  
町 民 生 活 課 長  
保 健 福 祉 課 長  
産 業 課 長  
建 設 水 道 課 長  
建 設 水 道 課 参 事  
農 業 委 員 会 事 務 局 長  
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長  
診 療 所 事 務 長  
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長  
町 有 牧 野 所 長  
管 理 課 長  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 総 括 主 幹  
企 画 課 総 括 主 幹  
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹  
町 民 生 活 課 総 括 主 幹  
税 務 課 総 括 主 幹  
建 設 水 道 課 総 括 主 幹  
管 理 課 総 括 主 幹  
管 理 課 総 括 主 幹  
社 会 教 育 課 総 括 主 幹  
社 会 教 育 課 総 括 主 幹  
代 表 監 査 委 員

鳴 海 修 司 君  
山 本 政 嗣 君  
奥 村 尚 久 君  
佐 藤 正 秀 君  
佐 渡 健 能 君  
谷 藤 聡 君  
島 田 和 義 君  
鷹 嘴 寧 君  
関 口 英 一 君  
寺 西 訓 君  
山 谷 貴 君  
今 村 力 君  
杉 山 結 城 君  
竹 内 修 君  
湊 昌 行 君  
新 宮 信 幸 君  
工 藤 匡 君  
小 林 和 彦 君  
下 川 広 司 君  
八 木 真 樹 君  
曾 我 和 久 君  
小 久 保 卓 君  
磯 野 貴 弘 君  
伊 藤 美 幸 君  
楫 川 聡 明 君  
佐々木 京 君  
坂 元 一 馬 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 総 括 主 幹

田 村 一 晃 君  
三 宅 範 正 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。中川議員は一身上の都合により本日欠席しております。ただいまから令和6年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告いたします。

議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、村田貞光議員。5番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を御手元に配付しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第3号

○議長（氏家良美君）日程第4、報告第3号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君）報告第3号、専決処分について、地方自治法第180条第1

項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し受理いただくものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書、損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年3月19日付けをもって、別紙のとおり専決処分したものです。

内容を説明いたしますので次ページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について。令和6年2月15日午前11時頃、町道新冠環状線において、A氏が運転する車両が道路の沈下した箇所を通行した際に、車両の下部を損傷させたことについて、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定したものです。1、和解の相手方は札幌市在住のA氏です。2、和解内容。新冠町を甲としA氏を乙として、以下、次の条件のとおり和解しました。(1)過失割合は、甲を50%、乙を50%とすること。(2)甲は乙に対し3万8995円を支払うこと。(3)甲及び乙は本件に関し、今後上記の金額を除き一切の請求をしないこととさせていただきます。3、損害賠償の額は3万8995円です。

以上が、報告第3号、損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の提案理由です。御審議賜り、報告のとおり受理くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し報告のとおり受理いたします。

#### ◎日程第5 承認第2号

○議長（氏家良美君） 日程第5、承認第2号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 承認第2号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書、新冠町税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年3月30日付けをもって専決処分したものです。改正及び専決理由並びに改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させて頂き、お手元に配布しております、承認第2号資料により説明させて頂きますので、そちらをご覧ください。

始めに改正理由及び専決理由であります。改正理由は2つあり、1つ目は、令和6年1月に発生した能登半島地震において家財等に甚大な被害が生じていることを勘案し、個人住民税について特別な措置を講ずること、2つめは賃金上昇が物価高騰に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税、個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。ま

た、資本蓄積の推進などにより供給力を強化するため、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行うなど、所要の措置を講じた令和6年度税制改正の大綱に沿って、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則、令和6年4月1日から施行されました。これに伴い、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催する暇がなかったことから専決処分を行ったものです。

次に改正の内容について、ご説明申し上げます。1つ目は、個人町民税関係であります。1点目は、雑損控除の特例で、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害で、住宅や家財等に損失が生じた場合、令和6年度分個人住民税から雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けたものです。2ページに移ります。2点目は所得割の定額減税で、令和6年度限りの措置として定額減税の仕組みを設けたものです。ただし、一部は令和7年度での措置となります。主な内容は、対象者は合計所得が1805万円以下の所得割の納税義務者で、定額減税額は1万円に納税者本人と配偶者を含めた扶養親族の人数の合計を乗じた額となります。減税の方法は、記載のとおりですが、徴収方法により異なっております。3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例についてで、肉用牛の売却による事業所得は、特例により免税されていますが、定額減税は免税後の所得割の額が定額減税の対象となるよう読み替え規定を追加したものです。

次に④から3ページの⑩までの改正内容は、各分離課税等の所得割の額を、定額減税の対象となる所得割の額に含める読み替え規定を追加したものでございます。4ページに移ります。2つ目は、固定資産税関係であります。1点目は、わがまち特例の固定資産税を減額する割合を定める規定の追加で、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準額を7分の6とするものです。2点目は、認定長期優良住宅に係る特例についてで、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、固定資産税を2分の1にする特例を適用できる規定を新設したものでございます。3点目は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置で、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。3つ目は、その他であります。1点目は、職権による減免を可能とする規定の追加で、町民税、固定資産税、特別土地保有税について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると町長が認める場合には、職権による減免を可能とする規定を追加したものです。

次からは法律の改正に伴う条文の整理ですが、②は地方税法等の改正に伴う条文の整理です。ここまでが、施行日が令和6年4月1日となる改正でございます。③は私立学校法の改正に伴う条文の整理で、施行日が令和7年4月1日です。④は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う条文の整理で、施行日は、公益信託に関する法律の施

行の日の属する年の翌年の1月1日となっております。

5ページに移ります。附則です。第1条、施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の規定に定める日から施行するとし、第1号は、先ほどの(3)の③の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。第2号は、(3)の④の改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。

第2条、町民税に関する経過措置です。所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の新冠町税条例第34条の7第1項中、第1号りに係る部分に限る、の規定の適用については、同項第1号り中、寄附金とあるのは、寄附金(所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含むとする。

第3条、固定資産税に関する経過措置です。別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新冠町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。同条第2項の規定は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された改正前の地方税法、次項において旧法といいます。附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。同条第3項の規定は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

以上が、承認第2号、新冠町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。ご審議賜わり、報告のとおりご承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第6 承認第3号

○議長(氏家良美君) 日程第6、承認第3号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 承認第3号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年3月30日付けをもって、専決処分したものです。改正及び専決理由の説明を申し上げます。この条例は、新冠町過疎地域持続的発展市町村計画で定められた事業者が取得した設備、家屋や償却資産等にかかる固定資産税を免除し、地域の持続的発展に繋げることを目的に制定したものです。このたび、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、対象となる設備の取得期限が3年延長されました。この省令は、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催する暇がなかったことから専決処分を行ったものです。

次に改正の内容について、説明申し上げます。新旧対照表でご説明しますので、2ページをお開きください。第2条は、課税免除の対象となる設備の取得期限などを規定しており、取得期限、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改め、3年間延長するものです。附則第2項は、条例の失効日を規定していますが、取得期限の延長に伴い、失効日、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改めるものです。

1ページにお戻りください。附則です。第1項、施行期日です。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、承認第3号、新冠町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。ご審議を賜わり、報告のとおりご承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、承認第3号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（氏家良美君） 日程第7、承認第4号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 承認第4号、専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日をもって専決処分を行ったものでございます。

1ページをお開き下さい。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新冠町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正したものでございます。はじめに、条例改正の趣旨について、ご説明いたします。この度の条例改正につきましては、令和5年12月22日に、令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で国保税における税負担の適正化を図るため課税限度額の引き上げ及び、国保税の軽減判定所得の基準額の見直しがされてございます。具体的には、国保税の構成のうち後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるとともに、国保税の軽減対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減対象世帯に適用される29万を29万5千円に、2割軽減対象世帯に適用される53万5千円を54万5千円にそれぞれ引き上げるものでございます。本件に係る地方税法施行令の一部改正が本年3月30日付けで公布され、本年4月1日からの施行となりましたことから、議会を招集する暇がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。第2条第3項ただし書き中、22万円を24万円に改めるのは、後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げでございます。第23条第1項中、22万円を24万円に改めるのは、先程と同様に後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げ、同項第2号中、29万円を29万5千円に改めるのは、5割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引き上げでございます。3ページをお開き下さい。同項第3号中、53万5千円を54万5千円に改めるのは、2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引き上げでございます。

1ページにお戻りください。附則としまして、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。第2条、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、承認第4号の提案理由でございます。ご審議を賜り、報告のとおりご承認下さ



いますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番武藤です。私は3月の定例会の一般質問で、国保税はなるべく、引上げないで下げるべきだという質問しましたけれども、今回提案された分で、幅は少ないんですけども後期高齢者分の納税限度額を22万から24万に2万円上げるということで、比較的所得の高い層の部分が該当すると思うんですけども、これに該当する人が新冠町で何名いるのか、その点について質問します。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 今回、後期高齢者分の限度額を上げいたしました。これに係る対象者でございますが、改正前の限度額に達成していた世帯数は32世帯でございますが、このたびの改正後限度額に到達する世帯数は、26世帯ということで、6世帯が減ります。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第8 承認第5号

○議長（氏家良美君） 日程第8、承認第5号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第5号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書。令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年3月29日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年3月の第1回定例会において議決いただきました、令和5年度の補正予算以降に額が確定となった歳入及び歳出について予算措置したもので、議会を開く暇がなかったことから専決処分したものでございます。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは

7回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億468万1千円にしたものです。

はじめに、地方債の補正がありますので5ページをお開き願います。第2表、地方債の補正、1変更でございます。起債の目的、公有林整備事業は、町有林整備事業完了によるものですが、起債の対象となる面積が当初計画より約8ヘクタール減少したため、限度額1670万円を変更後240万円減の1430万円にしたものです。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、15ページ及び16ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費524万7千円の追加。7節報償費340万6千円の増額は、ふるさと納税返礼品の購入費及び11節役務費184万1千円の増額は、ふるさと納税収納代理業者に対する決済手数料等で、いずれもふるさと納税の増収によるもの。4目町有林造成管理費31万円の減は、14節工事請負費で、町有林整備事業に係る間伐事業の実施面積減少によるもの。5目企画費50万円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、中古住宅取得物件リフォーム補助金1件増加によるもの。9目財政調整基金費657万8千円の減は、歳入歳出差引差額分の減額。10目減債基金費4万5千円の減は、積立て利子の確定によるもの。11目ふるさとづくり基金費1202万4千円の追加は、ふるさと納税増加分517万6千円、町有牛売払収入増加分484万8千円、法人1社から戴いた寄附金200万円を積立てたものでございます。17ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費及び2目賦課徴收費、補正額はありますが、国税の徴収に対する国保会計からの負担金が収入となったことにより、財源内訳で特定財源を増額し一般財源を減額したものでございます。19ページから20ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費166万7千円の減は、27節繰出金で、国保会計において説明いたします。21ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額はありますが、65歳以上の予防接種費用が国保会計において交付金対象となり、国保会計から分担金として収入となったことから、財源内訳で特定財源を増額し一般財源を減額したものでございます。23ページから24ページに移ります。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費35万5千円の減は、11節役務費で、エゾシカの捕獲頭数が112頭減少より残滓処理手数料執行残を減額したものです。2目林道費及び3目治山費、補正額はありますが、各事業費の確定により森林環境譲与税及び立木売払収入の財源充当先を町有林造成管理費、林業振興費、林道費、治山費で配分調整したものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページ及び10ページをお開き願います。2款地方譲与税、1項1目ともに地方揮発油譲与税25万2千円の減、続いて2項1目ともに自動車重量譲与税252万9千円の追加、続いて3款1項1目ともに利子割交付金3千円の減、続いて4款1項1目ともに配当割交付金49万円の減、続いて5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金76万9千円の追加、続いて6款1項1目ともに法人事業税

交付金147万8千円の追加、続いて7款1項1目ともに地方消費税交付金642万4千円の減、続いて8款1項1目ともに環境性能割交付金368万1千円の追加、続いて2項1目ともに自動車取得税交付金67万1千円の追加、続いて11ページ、12ページに移ります。9款1項1目ともに地方特例交付金10万円の追加。以上、いずれも額の確定によるものです。2項1目ともに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金7万6千円の追加は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置により、減収となった固定資産税に対する補填でございます。10款1項1目ともに地方交付税756万5千円の減、続いて11款1項1目ともに交通安全対策特別交付金3万8千円の追加は、いずれも額の確定によるもの。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金112万円の減は、住民税非課税世帯給付金事業追加分の令和5年度事業費に対し国の調整により交付金額が不足するため、不足額を減額したもので、この不足額は令和6年度で歳入となります。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金163万7千円の減は、エゾシカに係る緊急捕獲活動支援事業補助金で、捕獲頭数実績が計画頭数を83頭下回ったことによるもの。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金11万8千円の減は、各基金積立金利子の確定によるもの。2項財産売払収入、13ページ、14ページに移ります。1目物品売払収入484万8千円の追加。町有牛売払収入532万1千円の増額は、当初見込より廃用牛10頭増加によるもの。町有牛優良受精卵売払収入47万3千円の減額は、当初見込より35個減少によるもの。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1252万6千円の追加。ふるさとづくり事業指定寄附金のふるさと納税対象外分237万6千円の増額は、個人3名、法人1社より頂いたもの。ふるさと納税分1015万円の増額は、実績に基づくもので、令和5年度は総体で3億2515万円となっており、過去最高であった令和4年度を63万4千円上回る実績となりました。20款諸収入、4項雑入、4目宝くじ交付金収入26万5千円の減は、交付金額の確定によるもの。5目雑入237万4千円の追加は、歳出に係る国保会計からの負担金及び分担金の増額。21款町債、1項町債、2目農林水産業債240万円の減額は、5ページ地方債の補正で説明のとおりです。

以上が、承認第5項、令和5年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第5号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員

○2番（酒井益幸君） 2番酒井です。ページ数が23ページ24ページになります。農林水産業費で、先ほど説明にもありましたけれども、残滓処理が112頭減少というふうに説明がありましたけれども、実績ベースで何頭をしていたのかということと、この要因

について考えられる点、2点お願いします。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 有害鳥獣の手数料でございます。当初予算ベースです、鹿の部分でございますが、2300頭。それから事故による鹿の分10頭ということで2310頭という当初予算に対しまして、実績では、鹿の分が2167頭、事故分21頭ということで、2188頭。その差が112頭ということになっております。それから分析ということで、これは結果でございますので、その年の気候状態等により、やはり出てくる鹿の数も違いますし、これはあくまで実績ということで捉えております。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。2点ございますけれども、ただいま同僚議員の質疑にもちょっと関連するんですけども、新聞紙上で熊の駆除に対して倍額するというような自治体も、あるというふうに聞いております。ハンターもなかなか確保出来ない中で、そういった形で、熊の駆除というものを進めていく必要があるんじゃないかと思ったり、最近熊を見かける機会が大変多くなってきております。ぜひとも検討出来ないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 鹿の残滓処理手数料に関連しての御質問でございますけれども、新聞紙上で把握している範疇で申し上げますと、町の方針と地元の猟友会の皆さん方との協議意思疎通というものが、しっかりなされていない中で、のすれ違いというような部分もあったように感じております。予算査定の確認の際にもそういった話題は、協議しております。当町の場合、これらのことについては地元の猟友会の皆さん方と協議をしながらですね、妥当な金額をしっかりと設定していくという考えでおりますので、いずれにいたしましても、そういった協議を地元の猟友会の皆さん方としながら進めていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） もう1点お願いします。14ページの歳入なんですけど、町有牛優良受精卵販売収入なんですけど、35頭減となっておりますけど、これは何頭予定が35頭減となったんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 湊町有牧野所長。

○町有牧野所長（湊昌行君） 令和5年度の受精卵ですが、当初は60個の販売を見込んでございました。結果として25個の販売にとどまったということで、35個の減となったものでございます。この減になった理由についてでございますが、大きくは、当初、春先に受精卵の提供を予定しておりました。しかしながら提供予定のドナー牛であります牛、これがヨーネ病の関係で、採取することが出来なかったということが大きな原因と考えてございます。どうしてもこのドナー牛となる牛は、出産後3か月を経なければ、受精卵を

とることが出来ないということでございまして、新たなドナー牛、その提供がちょっと遅れてしまったといったことがございます。そういったことでの減となつてございます。

○議長（氏家良美君） 竹中委員。

○1番（竹中進一君） 説明ありがとうございました。ということは需要はあるんだけど、供給が間に合わなかったということの理解でよろしいでしょうか。それともう1点は、町有牧野において育種化を進めておりました。一時は種牛の候補も、何頭か出て、ちょっともうちょっとのところで種牛っていうところまで行ったんですけど、現在はどのような状況になっておりますか。

○議長（氏家良美君） 湊町有牧野所長。

○町有牧野所長（湊昌行君） 1点目の御質問にあります、受精卵のドナー牛、卵の提供につきましては、議員御質問のように、1点としては、こちらの供給が間に合わなかったといったことがあるかと思っております。それから育種価による優良種牛の部分でございしますが、確かに種牛として候補がいたんですけども、令和5年度に落選しているということでございます。ただし町有牧野の牛につきましては、こういった実証展示施設でございまして、優良な牛を生産するために改良を重ねてまいっております。したがって、肥育の実績についても、上物率は90%を超える成績を出しております。そういった部分でいい牛といたしますか、優良な改良が進んでいるというふうになってございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第5号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第9 承認第6号

○議長（氏家良美君） 日程第9、承認第6号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 承認第6号、専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお開きください。専決処分書でございます。令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和6年3月29日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年3月の第1回定例会において議決いただきました令和5年度の補正予算以降に額

が確定又は確定見込みとなった歳入及び歳出予算について決算見込額を算定したところ、財源不足が生じる見込みとなったことから、その財源に基金繰入金を充当したことが主な内容でございます。議会を開く暇が無かったことから、令和6年3月29日をもって専決処分したものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開き下さい。令和5年度 新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、1回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億3310万6千円としたものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページから11ページをお開き下さい。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費178万9千円の追加、18節負担金補助及び交付金178万9千円の増額は、収納率向上対策事業費負担金で、一般会計で負担しております町税徴収費用のうち国保税に関する費用を負担するものです。2目連合会負担金76万5千円の減、18節負担金補助及び交付金76万5千円の減額は、道国保連合会負担金で、北海道クラウド運用保守業務に係る負担分が当初見込額よりも減額となったものでございます。12ページから13ページに移ります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分。補正額はありますが、道支出金に予算計上をしておりました保険給付費等特別交付金の額が確定し519万4千円の減額となりましたので、補正額の財源内訳において、特定財源の道支出金を減額し、同額を一般財源で増額したものです。14ページから15ページに移ります。5款保健事業費、1項・1目ともに特定健康診査等事業費、補正額はありますが、道支出金に予算計上をしておりました保険給付費等特別交付金の額が確定し、4万円の減額となりましたので、補正額の財源内訳において、特定財源の道支出金を減額し、同額を一般財源で増額したものです。16ページから17ページに移ります。2項保健事業費、1目保健衛生普及費58万5千円の追加、18節負担金補助及び交付金58万5千円の増額は、国民健康保険被保険者分費用負担金で、国保被保険者のうち高齢者のインフルエンザ予防接種214人分及び肺炎球菌ワクチン予防接種10人分に係る負担分を一般会計に支出するものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き下さい。1款・1項ともに国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税663万1千円の減、1節医療給付費分現年課税分578万4千円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分85万1千円の減額、及び3節介護納付金分現年課税分87万5千円の減額は、それぞれ調定見込額の98%を収納額として見込みました。4節医療給付費分滞納繰越分66万4千円の増額、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分15万4千円の増額、6節介護納付金分滞納繰越分6万1千円の増額は、それぞれ額の確定によるものです。4款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金454万9千円の減、2節保険給付費等特別交付金454万9千円のうち、保険者努力支援分17万3千円の増額は特定健診受診率向上対策に対する交付

金等で額の確定によるもの、特別調整交付金 6 万 8 千 5 百円の増額は特別調整分として追加交付を受けたもの、都道府県 2 号分繰入金 5 万 3 千 6 百 7 千円の減額はレセプト点検委託料の皆減など額の確定によるもの、特定健康診査等負担金 4 万円の減額は特定健診に対する交付金で額の確定によるものです。6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 万 6 千 6 百 7 千円の減、3 節その他一般会計繰入金 1 万 6 千 6 百 7 千円の減額は、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金で、支給実績が無かったことによる減額です。8 ページから 9 ページに移ります。2 項・1 目ともに基金繰入金 1 万 4 千 4 百 5 千 6 百円の追加、1 節基金繰入金 1 万 4 千 4 百 5 千 6 百円の増額は、歳入歳出の差引で生じた財源不足分について繰り入れるものです。

以上が、承認第 6 号、令和 5 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に係る専決処分の提案理由でございます。ご審議を賜り、報告のとおり承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第 6 号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第 6 号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第 10 承認第 7 号～日程第 11 承認第 8 号

○議長（氏家良美君） 日程第 10、承認第 7 号、専決処分について。日程第 11、承認第 8 号、専決処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 承認第 7 号、専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書、令和 6 年度新冠町簡易水道事業会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり、令和 6 年 4 月 1 日付けをもって専決処分したものでございます。この度、専決処分いたしましたのは、上下水道料金システム購入費について、令和 6 年度より備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を利用し、購入することで当初予算を計上しておりました。当初の予定では、例年同様の利率により債務負担行為の限度額及び令和 6 年度の支払額を計上しておりましたが、令和

6年度より譲渡利率が上昇したことにより、債務負担行為の限度額並びに令和6年度予算額に不足が生じたことから、契約や納期または支払日の関係も含めて緊急を要するため、補正予算を措置しなければならない状況となりましたが、議会を招集する暇が無かったことから、地方自治法179条の規定により、4月1日付けをもって、専決処分により関係予算を補正したものであります。

令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算の1ページをお開き願います。令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。この度は1回目の専決の補正予算となります。第1条、総則、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算、専決第1号は、次に定めるところによるものでございます。第2条、資本的収入及び支出、令和6年度新冠町簡易水道事業会計予算、第4条本文かつこ書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5177万8千円は、当年度損益勘定留保資金5177万8千円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正したものです。第1款、資本的支出、第3項、固定資産購入費を3千円増額し774万円とし、資本的支出総額を1億2072万1千円としたものでございます。第3条、債務負担行為、予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を、次のとおり補正したものであります。上下水道料金システム購入費で期間は変更ございません。限度額は452万円に1万1千円増額し453万1千円としたものでございます。

次に補正予算、専決第1号、明細書で説明いたしますので5ページをお開き願います。第2条の資本的収入及び支出の資本的支出、1款資本的支出、3項固定資産購入費、1目無形固定資産購入費3千円の追加は、7節その他無形固定資産の上下水道料金システム購入費に伴う備荒資金組合の譲渡利率が上昇したことによるものです。なお、このたびのシステム購入費は、簡水・下水道の各事業に共通したものであることから、事業割合で按分しており当会計では70%分を計上しております。

以上、承認第7号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算に係る専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜わり報告とおり承認下さいますようお願い申し上げます。

引き続き、承認第8号、新冠町下水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げますのでお開き願います。承認第8号、専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

次ページをお開き願います。専決処分書、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和6年4月1日付けをもって専決処分したものでございます。この度の専決処分いたしました理由につきましては、承認第7号と同様の補正理由であります。

令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算の1ページをお開き願います。令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。この度は1回目の専決の



補正予算となります。第1条総則、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算、専決第1号は、次に定めるところによるものでございます。第2条、資本的収入及び支出、令和6年度新冠町下水道事業会計予算、第4条本文かっこ書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3932万1千円は、当年度損益勘定留保資金3859千円及び当年度未処分利益余剰金126万2千円で補てんするものでございます。に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正したものでございます。第1款資本的支出、第3項固定資産購入費1千円増額し1301万2千円とし、資本的支出総額を9300万7千円としたものでございます。第3条債務負担行為、予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を次のとおり補正したものです。上下水道料金システム購入費で、期間は変更ございません。限度額は、193万7千円に5千円増額し、194万2千円としたものでございます。

次に 補正予算、専決第1号、明細書で説明いたしますので 5ページをお開き願います。第2条の資本的収入及び支出の資本的支出、1款資本的支出、3項固定資産購入費、1目無形固定資産1千円の追加は、6節その他無形固定資産で、上下水道料金システム購入に伴うもので、承認第7号と同様の理由となっており、譲渡利率が上昇したことによるものでございます。なお、この会計では、30%を計上しております。

以上、承認第8号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算に係る専決処分の提案理由を申し上げました。ご審議を賜わり報告とおり承認下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第7号に対する質疑を行います。質疑は収入支出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、承認第7号は、報告のとおり承認されました。  
次に、承認第8号に対する質疑を行います。質疑は収入支出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第8号は報告のとおり承認されました。

◎日程第12 議案30号

○議長（氏家良美君） 日程第12、議案第30号、令和6年度新冠町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第30号、令和6年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。令和6年度新冠町一般会計補正予算、このたびは1回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7085万円にしようとするものです。

はじめに地方債の補正がありますので、3ページをお開き願います。第2表、地方債の補正、1追加です。起債の目的、テレビ共同受信施設整備事業、限度額380万円は辺地債で、新和地区テレビ共同受信施設の老朽化に伴う施設の更新を前提として、工事設計の委託を行おうとするものです。起債の方法、利率償還の方法は記載のとおりです。なお、辺地債は元利償還金の80%が交付税措置されます。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、9ページ及び10ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費385万円の追加は、新和地区テレビ共同受信施設の更新に係る工事設計委託料です。詳細は説明資料1ページのとおりでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、7ページ及び8ページをお開き願います。18款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金5万円の追加は、不足する財源分を繰り入れるものです。21款町債、1項町債、1目総務債380万円の追加は、3ページ地方債の補正で説明のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上が、議案第30号、令和6年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。ただいま説明ありました内容につきましては、説明資料の中にも書いてございますけれども、過去においてですね、地上波がアナログからデジタルに変換したときに、電波が届かない各中山間地域を覆うとしたテレビの受信が来ない状況があるので、総務省の予算で100万以内でしたら90%以上の補助で、改善した経過がございます。ここにもございますように、今後の異常気象やら、それから老朽化によって見えなくなってくる可能性もあります。しかし、その改修・改善には相当の予算が必要となってくるのではないかと思いますけれども、こういったことに対しても今後やっぱり、検討していかなければならないのではないかと思いますが、いかがでしょうか

か。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） デジタルに移行した際のお話だと思います。その辺の実態、詳細についてはちょっと申し訳ありませんが、私確知していないのが現状でございます。また、それ国から直接各戸に補助されたものであるやもしれません。そういったところの確認もしなければならぬことでございますので、答弁としては今出来ないところでございますが、知識の拡大に今後努めていきたいというふうには考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番酒井です。2点伺いたいと思います。この事業は、落雷によりまして、映らないということで更新するという事なんですけれども、これについては大変賛成であります。今回、調査設計費をするに当たりまして、どのような、この説明資料にもありますけれども、ケーブルが最善なのかどうかというのはきちんと調査して、このような説明資料になっているのかどうかの説明を求めたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今回は国の補助制度、国庫補助制度を使わせていただきまして、整備をする前提の調査でございます。その国の補助制度は耐災害性強化ということでございますので、言うなれば強靱化対策ということになるんだと思います。当然、敷設されるケーブルについても強靱化の対象になりますので、そういったところは重々配慮しながら進めていきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 重々進めるということで、そうなんですけれども、この雷だとかです、災害に対して耐災害性ということで、では雷だとかそういう災害に対して、どのような部分で強化されているのかということをもう少し具体的に説明願いたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 様々な天候、気候、そういったものに対応できるのかといった御質問かと思います。そういったところにつきましては、できる限りの対応は、強靱化の中でしていきたいというふうにご考えてございますが、個々の事例に沿った、こういった対応をしていくといった答弁は、なかなか出来ないということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 最後の質問になりますけれども、それではほかの自治体の事例も踏まえまして、中継局を今回新たに更新するわけなんですけれども、ブースターではなく、例えば中継局から無線を通して各電波で飛ばすという方策は、そのような調査というのは、した結果これが最善の方策であるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 地域は電波が届かないことによって難視聴の問題が生じてございますので、基地局から無線を各戸に送信するという事自体は、非常に難しいことなんだというふうには考えてございます。そういった中での今回の提案ということでございますので、その辺は十分認識した上で調査した上でこういった形になってございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） 以上をもって本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

#### ◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって、令和6年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時16分 閉会）